

受 託 研 究 契 約 書

日本体育大学(以下「甲」という。)と株式会社■■■(以下「乙」という。)とは、乙を委託者、甲を受託者として、次の条項のとおり受託研究契約を締結する。

(受託研究の題目)

第1条 甲及び乙がこの契約により実施する受託研究(以下「本受託研究」という。)の題目、目的及び内容並びに実施場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究題目：
- (2) 研究目的：
- (3) 研究内容：
- (4) 研究実施場所：

(研究期間)

第2条 本受託研究の研究期間は、契約締結日から令和■■年■■月■■日までとする。

(研究に従事する者)

第3条 甲及び乙は、本受託研究を遂行するために、それぞれ別表1に掲げる者(以下「研究担当者」という。)を参加させる。ただし、甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができる。

2 甲及び乙は、研究担当者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究担当者による本契約内容の違反は、当該研究担当者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

(研究費に要する経費の負担)

第4条 乙が本契約により負担する研究経費は、別表2に掲げるとおりとする。

(研究経費の支払い)

第5条 甲は、本契約締結後、乙に対して、別表2に掲げる研究経費のうち乙に係る研究経費についての請求書を発行し、乙は、当該請求書を受領した日の翌月末日までに、甲指定の口座に振込まなければならない。

(成果物)

第6条 本契約での成果物とは、第13条に従って作成された報告書をいう。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第7条 甲が本受託研究に要する研究経費により取得した設備等は、甲に帰属する。

(施設及び設備の提供等)

第8条 甲は、本受託研究に供するため、別表3に掲げる施設を提供（貸与）する。

（研究の中止又は期間の延長）

第9条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲及び乙協議の上、本受託研究を中止、又は研究期間を延長することができる。

（研究の中止に伴う研究費等の取扱い）

第10条 前条の規定により、本受託研究を中止した場合において、第5条の規定により支払われた研究経費の額に未使用が生じた場合には、甲は未使用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還する。返還額については甲及び乙協議の上、決定する。

（知的財産権）

第11条 本受託研究の過程又は結果において生じた成果物にかかる著作権は、甲及び乙で共有し、甲又は乙が使用する場合に限り、無償で使用・複製できるものとする。なお、甲及び乙が成果物に対して著作者人格権を有する場合であっても、相手方及び相手方の指定するものに対して行使しない。

2 本受託研究の過程又は結果において発明等が生じたときは、甲は速やかに乙に通知し、乙の確認を得なければならない。

3 前項により発明等が確認された場合には、甲及び乙は、その扱いを協議し、特許権等の知的財産権を出願するときは、別途覚書を締結する。

（守秘義務）

第12条 甲及び乙は、(i)本契約の内容、(ii)本受託研究の経過及び結果、並びに(iii)本受託研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示をうけ、または知り得た情報及び試料で、相手方から秘密と指定されたもの（以下、(i)から(iii)を合わせて「秘密情報」という。）について、相手方の事前の承諾を得ることなしに第三者に開示または提供してはならず、また本受託研究の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外される。

(1) 相手方から開示され、又は知り得た時点ですでに公知であったもの

(2) 相手方から開示され、又は知り得た後に自らの責によらずに公知となったもの

(3) 相手方から開示され、又は知り得た時点ですでに自らが保有していたもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに正当な手段で取得した
もの

(5) 秘密情報によらずに独自に開発したもの

(6) 官公庁その他公的機関から法令その他正当な理由に基づき開示するよう要求されたもの

- 2 甲及び乙は、本受託研究を行うために必要最小限の範囲で秘密情報を複製し、又は複写することができる。甲及び乙は、当該の複製又は複写物を秘密情報として取り扱う。
- 3 甲及び乙は、本契約が終了した場合、本受託研究が終了した場合又は相手方から要求された場合は、相手方の指示に従い、秘密情報（複製又は複写物を含む）を相手方に返却し、又は再生不能な方法により破棄する。
- 4 本条の定めは、第2条の研究期間終了後も4年間有効とする。

（実績報告書の作成）

第13条 甲は、本受託研究の実績についての報告書を、本受託研究の終了後30日以内に取りまとめ、乙に提出する。

（研究成果の取扱い）

第14条 本受託研究による研究成果は、原則として公表（甲の学内での公表を含む）するものとする。ただし、公表当事者は、公表する内容、時期、方法その他発表条件について、相手方に対して事前に書面（電子メールを含む）により通知したうえで、相手方の事前の書面（電子メールを含む）による承諾を得なければならない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が研究経費を所定の支払い期限までに甲に支払われず、相当の期間を指定して催告したにもかかわらず履行されないときは、本契約を解除することができる。甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合、又は相手方が本契約の履行に関して不正な行為をした場合において、催告後30日以内に是正されないときは、この契約を解除することができる。

（有効期間）

第16条 本契約の有効期間は、第2条に規定する研究期間と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条、第12条、第13条、第14条、本条本項及び次条の規定は、本契約終了後も引き続き有効に存続する。

（損害賠償）

第17条 甲及び乙は、本契約に違反したことにより相手方又は第三者に損害が生じた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

（反社会的勢力の排除）

第18条 甲及び乙は、相手方に対して、現在及び将来にわたり、次の各号について表明し、保証する。

(1) 自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋及び社会活動標榜ゴロ等

の、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。以下、次号及び第3号において同じ。) でないこと、又は反社会的勢力ではなかったこと。

(2) 反社会的勢力を利用しないこと、又は反社会的勢力に対し利益を提供しないこと。

(3) 主要な出資者及び自己の役員等の実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と社会的に非難される交際がないこと。

(4) 相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと。

2 甲及び乙は、相手方が本契約に関連する契約を第三者との間で締結し、当該第三者が前項各号に定める事項のいずれかに反していることが判明した場合は、相手方に対して、当該第三者との契約を解除するなど、必要な措置を講じるよう要請することができるものとし、相手方は、これを正当な理由なく拒否してはならないものとする。

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合は、何らの通知催告を要しないで、本契約及び本契約の締結時に有効であり、又は将来発効する他の契約の全部又は一部を解除することができる。かつ、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(協議)

第19条 本契約に定めない事項については、これを定める必要があるときは、甲及び乙協議の上、定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうち甲が1通、乙が1通を、それぞれ保管する。なお、電子署名にて締結する場合は、本書の電子ファイルを作成し、甲乙記名押印に代えて本契約の締結権限を有する者により電子署名を施し、当該電子ファイルを原本として取扱う。

令和 年 月 日

(甲) 東京都世田谷区深沢7丁目1番1号
日本体育大学
学長 石井 隆憲 印

(乙)

印

別表1(第3条関係)

区分	氏名	所属・職名
甲		
乙		

別表2(第4条関係)

区分	研究経費(税込)		
乙	直接経費	設備備品費	円
		消耗品費	円
		旅費	円
		謝金等	円
		その他	円
	間接経費(直接経費の10%)		円
	合計		円

※研究経費の内訳は、それぞれの経費の総額の範囲内で変更することができるものとする。

別表3(第8条関係)

区分	施設の名称	設備		
		名称	形式・仕様	数量
甲				